

令和7年8月12日

八王子市集合住宅ごみ集積所設置等に関する手引



本市リサイクルマスコット クルリ

八王子市環境部

この手引は、集合住宅の居住者が排出する家庭廃棄物用です。
設置場所、面積、容積、および構造についての具体的な事前相談は、各清掃事業所が担当します。建築確認申請前に必ず事前協議を行ってください(担当清掃事業所については14ページをご覧ください)。
事業所への訪問は、事前に担当者とのアポイントメントをお取りください。突然のご訪問には対応できない場合がございますので、必ず事前にご連絡の上、訪問日時をご調整ください。

目 次

お知らせ	1
集合住宅建築事業に係る事前協議について	2
八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(抜粋)	4
八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(抜粋)	4
八王子市集合住宅等建築指導要綱(抜粋)	5
八王子市集合住宅ごみ集積所設置等に関する基準	6
別表	10
早見表	11
集積所イメージ	12
担当清掃事業所	14
担当清掃事業所 町名一覧(五十音順)	15
<様式>	
集合住宅のごみ集積所設置(変更)申請書(様式1)	16
確認書(様式2)	17
確認書(様式3)	18

お知らせ

① 本手引の変更点について

本手引は令和 7 年(2025 年)4 月より変更しております。主な変更点は以下のとおりです。

	該当箇所	変更後	変更前
1	5 ページ	八王子市集合住宅等建築指導要綱の改正箇所を修正	
2	第6条2 (5) (7 ページ)	(13 ページ④参照) を追記	
3	第6条2 (9) (7 ページ)	ごみ集積所内およびその前方の通路 (集積所の範囲内) に他の構造物を設置しないこと。	ごみ集積所内に他の構造物を設置しないこと。
4	申請書および確認書 (16、17、18 ページ)	建設者と事業主の入れ替えと押印廃止 により印の字を削除	

② ごみ・資源物の収集頻度について

品目	収集頻度
可燃ごみ	週2回
不燃ごみ	4週に1回
有害ごみ ※小型充電式電池を含む	2週に1回
雑誌・雑紙、 紙パック	2週に1回
新聞	4週に1回
ダンボール	2週に1回
びん	2週に1回
缶	2週に1回
ペットボトル	2週に1回 (7～9月のみ毎週)
古布	2週に1回
粗大ごみ	予約制
プラスチック	週に1回

集合住宅建築事業に係る事前協議について

全ての集合住宅（共同住宅・長屋）の建築について、ごみ集積所設置の事前協議が必要です。

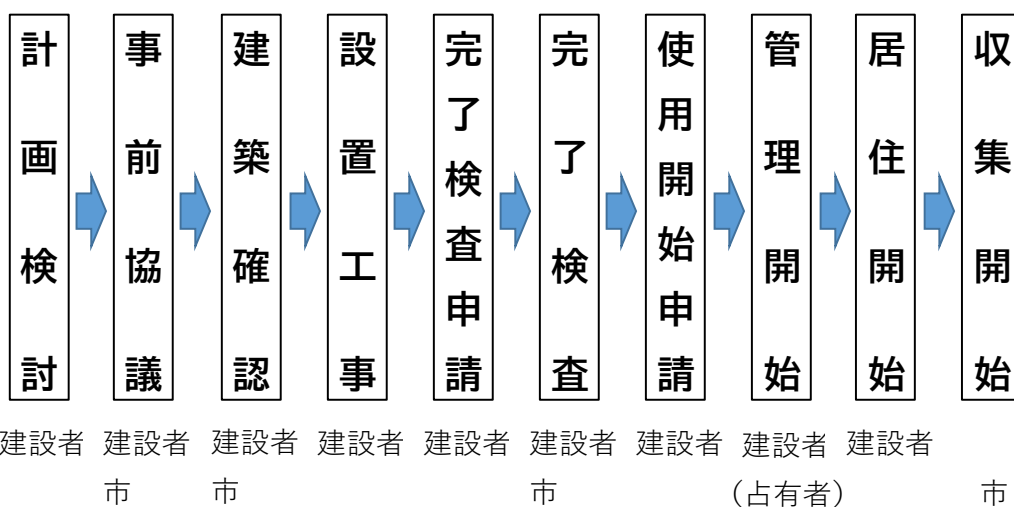
小規模集合住宅(10戸未満)についても、事前協議をお願いします。

「八王子市集合住宅ごみ集積所設置等に関する基準」及び申請書等の様式は、八王子市ホームページでも公開しています。
八王子市ホームページ⇒くらしの情報⇒ごみ・リサイクル⇒事業者の方へ⇒集合住宅（集積所設置基準・分別チラシなど）⇒八王子市ごみ集積所設置等に関する基準（集合住宅建築事業に係る事前協議）

集合住宅のごみ集積所設置の事前協議は、建築確認申請前に担当の清掃事業所までお願いします。事前相談もお受けしています。

※事業所への訪問は事前に担当者とのアポイントメントをお取りください。突然のご訪問には対応できない場合がございますので、必ず事前にご連絡の上、訪問日時をご調整ください。

計画検討から収集開始までの手続き概略



居住開始予定日の2週間前までに完了検査申請をしてください。

事前協議にあたり次の書類を担当の清掃事業所に提出してください。（市が不要と認めた場合を除く）

※担当清掃事業所は 14 ページをご覧ください。

1. 申請書 1 部 「集合住宅のごみ集積所設置（変更）申請書」（様式 1）

2. 案内図 2 部 集合住宅の所在地

3. 配置図 2 部 ごみ集積所の配置

※ごみ集積所内で方向転換が必要な場合には、配置図に前進または後退時の軌跡図を入れてください

4. 詳細図 2 部 ごみ集積所の立面図、平面図、構造図及び面積計算表

5. 資 料 2 部 ダストボックス等ごみ容器の容積や寸法がわかる写真、図面又はカタログ等

6. その他市長が必要と認める書類

世帯向け・単身者向けの戸数に応じたごみ集積所の基準があります。

ごみ集積所は原則として「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」の 3 種類に区分してください。

※粗大ごみの排出場所については別途ご相談ください。

○八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年4月15日条例第18号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - （2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - （3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - （4） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
 - （5） 資源物 市長が収集する廃棄物のうち、古紙、瓶、缶その他の再利用を目的として分別し収集するものをいう。
 - （6） 占有者 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者）をいう。
- （一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第63条 市規則で定める規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 市長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

○八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年6月30日規則第42号）（抜粋）

（一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第52条 条例第63条第1項に規定する一定規模以上の建築物とは、事業用にあつては延床面積が、500平方メートル以上の建築物、居住用にあつては計画戸数が、10戸以上の建築物をいう。

- 2 一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）を建築基準法第6条第1項の規定による当該建築物の建築の確認の申請の前までに、市長に提出しなければならない。

（廃棄物保管場所等設置基準）

第53条 条例第63条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、次のとおりとする。

- （1） 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- （2） 廃棄物を十分収納できるものであること。
- （3） 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないものであること。
- （4） ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- （5） その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないようにすること。

八王子市集合住宅等建築指導要綱（抜粋）

第1条（目的）

この要綱は、八王子市（以下「市」という。）において無秩序な市街化を防止し、良好な環境をそなえた街づくりを行うため、関係する法令等に定めがあるもののほか、集合住宅等を建築する事業に必要な基準を定め、事業者に協力を要請することによって、「住みよい街」の実現を図ることを目的とする。

第2条（用語の定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 次条に規定する事業を行う者をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 仮設建設物 建築基準法第85条に規定する建築物をいう。
- (4) 集合住宅 一建築物に二以上の住戸を有する建築物をいう。
- (5) 集合住宅等 次条各号のいずれかに該当する建築物をいう。
- (6) 単身者向け 住戸1戸当たりの専用床面積（共有部分のバルコニー、パイプスペース、メーターボックス等を除いた面積をいう）が30㎡未満（住生活基本法（平成18年法律第61号）における単身者の最低居住面積水準より）のものをいう。
- (7) 世帯向け 住戸1戸当たりの専用床面積（共有部分のバルコニー、パイプスペース、メーターボックス等を除いた面積をいう）が30㎡以上のものをいう。
- (8) 同一事業者 本人及び配偶者又はその者が経営する法人をいう。
- (9) 計画戸数 集合住宅における住戸の戸数（事業者が自己の居住の用に供する住戸分を含む）。
- (10) 寮及び寄宿舍 集合住宅及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項第1号に規定する敷地内に共同浴場、共同トイレ又は共同食堂を有するものをいう。ただし、世帯向け集合住宅を除く。
- (11) 中心市街地環境整備区域 八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱（昭和57年12月1日市長決裁）に規定する区域。

第3条（適用範囲）：この要綱は、次の各号のいずれかに該当する事業（建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第13号に規定する建築行為（増築の場合は、その棟とする））について適用する。

- (1) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域においては、建築物の高さが10mを超える建築物又は軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物の建築。
- (2) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域以外の地域（用途地域の指定のない区域を含む）においては、建築物の高さが10mを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物の建築。
- (3) 計画戸数が10戸以上の集合住宅（前条第1項第10号の「寮及び寄宿舍」を除く）の建築。

第5条（事前相談）

事業者は、第5条の2に規定する事前協議の申請前に、この要綱に定める各事項について、あらかじめ市長に説明し、相談（以下「事前相談」という。）すること。

第22条（ごみ収集施設）

事業者は、ごみの収集について八王子市ごみ集積所設置等に関する基準（平成13年4月1日施行）に定めるところにより、収集作業に適したごみ収集施設を設置すること。

第22条の2（事業系廃棄物） 事業者は、事業系廃棄物の処理について事前に市長と協議すること。

第23条（店舗） 事業者は、店舗及び建築物に店舗を含む場合、事前に市長と協議すること。

八王子市集合住宅ごみ集積所設置等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、市民の良好な生活環境の保全に寄与すること、ごみ収集作業の安全性・効率性の確保及びごみ減量等の推進を目的とし、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年八王子市規則第42号。以下「規則」という。）第53条の保管場所等及び八王子市集合住宅等建築指導要綱第22条のごみ収集施設（以下「ごみ集積所」という。）の設置等について必要なことを定める。

(対象)

第2条 この基準は、2戸以上の集合住宅における家庭廃棄物のごみ集積所（市が不要と認めた場合を除く）を対象とする。なお、事業系廃棄物のごみ集積所については、事業用建築物の所有者等に係る指導要綱に定めるところによる。

(事前協議)

第3条 集合住宅を建設しようとする事業主（以下、「建設者」という。）はごみ集積所の設置場所及び構造等について、建築確認申請前に市長と協議すること。

2 八王子市集合住宅等建築指導要綱第5条の事前協議に該当しない計画戸数10戸未満の集合住宅、寮、グループホーム及び高齢者住宅等についても、市長と事前協議すること。

3 集合住宅のごみ集積所設置（変更）申請書（様式1）を市長に提出すること。ただし、事前協議でごみ集積所の設置が不要となった場合は除く。

4 事業所（店舗等）を含む集合住宅の建築を計画している建設者は、事前協議時に「確認書（様式2）」を市長に提出すること。

(ごみ集積所の設置)

第4条 建設者は、規則第53条及びこの基準の規定に基づき、集合住宅の敷地内にごみの分別がしやすく、清潔に維持管理ができるごみ集積所を設置しなければならない。ただし、事前協議でごみ集積所の設置が不要となった場合は除く。

2 建設者は、ごみ集積所の設置にあたり建築基準法等の関連法令を遵守すること。

3 居住用の建築物については、規則第52条第2項の資源物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（規則の第3号様式）を省略することができる。

(ごみ集積所の設置場所)

第5条 ごみ集積所を公道に接して設置する場合の基準は、原則として以下のとおりとする。

(1) 以下の条件を満たす場合には、ごみ集積所を公道に接して設置することができる。

ア 道路の幅員は4メートル以上で、通り抜けができること。

イ 交差点及び横断歩道から5メートル以内に位置していないこと。

ウ バス停留所から10メートル以内に位置していないこと。

(2) ごみ集積所の取出口は、道路から近い位置に設けること。

(3) ごみ収集車が容易に横付けできる位置であること。

(4) 収集の際に支障となる植樹帯等の障害物を避けること。また、道路付属物については道路管理者と協議すること。

- (5) 坂道、カーブの途中及び交通量の多い道路沿い等、ごみ収集車を停車させることが難しい場所にごみ集積所を設置する場合は、敷地内に収集車の駐車場所と作業場所を確保すること。
- (6) ごみ集積所に接する道路が行き止まりになる場合は、収集車が転回する場所を確保すること。

2 ごみ集積所を公道に接しない場所に設置する場合の基準は、原則として以下のとおりとする。

- (1) ごみ収集車が前進のまま入り、通り抜けられるよう十分な広さと高さ（3.5メートル以上）の通路を設けること。前進のまま通り抜けられない場合は転回広場を設けること。
- (2) ごみ収集車の進入経路の舗装・地下配管・マンホール等については、ごみ収集車の重量（最大14t程度）に耐えられる構造とすること。
- (3) 確認書（様式3）を市長に提出すること。

（ごみ集積所の構造及び仕様）

第6条 ごみ集積所の構造及び仕様は、ごみ収集作業の安全性及び効率性等を考慮し、原則として以下に示すとおりとする。なお、詳細は別表に定める。

2 全てのごみ集積所に共通する構造及び仕様を以下のとおりとする。なお、ごみ集積所を屋内に設置する場合は別途協議すること。

- (1) ごみ集積所は、事業系廃棄物の保管場所又は他の用途と兼用でないこと。
- (2) ごみ集積所は、可燃ごみ用、不燃ごみ用及び資源物用の3種類に区分すること。
- (3) ごみ集積所を直列に配置する場合は、道路（進入路）に最も近い位置を可燃ごみ用とすること。
- (4) 面積及び容積は有効値で確保すること。
- (5) 資源物置場に飛散防止用のネットと固定用フックを設置し、原則としてペットボトル用回収ネット袋を設置すること。（13ページ④参照）
- (6) ごみ集積所前面にU字溝がある場合は、コンクリート製の蓋かけ、又はグレーチングを設置すること。
- (7) 屋根を設ける場合は、高さを2メートル以上確保すること。
- (8) ごみ集積所出入口の幅を2メートル以上確保すること。
- (9) ごみ集積所内およびその前方の通路（集積所の範囲内）に他の構造物を設置しないこと。
- (10) 収集車が停車し、作業する場所を確保するため、必要に応じて、進入経路及び収集作業場所に駐停車禁止の表示看板を設置する等の措置を講ずること。
- (11) ごみ集積所の間口は奥行より広くすること。
- (12) 計画戸数10戸以上の場合は、強風又は鳥獣害対策として、可燃ごみ用、不燃ごみ用及び資源物用のうち容器包装プラスチックについて、ダストボックス等のごみ容器を使用し、床面に固定するものとする。
- (13) ダストボックス又はコンテナボックス等のごみ容器の前方は80センチメートル以上の通路を確保し、資源物等を置かないこと。ごみ集積所としての全体面積については、配置と作業安全性を勘案の上、個別協議すること。
- (14) 計画戸数10戸以上の場合は、粗大ごみを排出する場所を決めておくこと。

3 コンテナボックス等の可動式ごみ容器を配置する場合、ごみ集積所の構造及び仕様を以下のとおりとする。

- (1) 可動式のごみ容器が接触して破損する恐れがある場所（ごみ集積所内及び作業場所周辺の壁、柱、扉等）すべてに保護材を設置するなどの破損防止対策を講ずること。
- (2) ごみ集積所内及び出入口に段差が生じないようにすること。
- (3) コンテナボックスの仕様については、市長が決定する。（600ℓ型、本体の色は、可燃ごみは緑、不燃ごみはオレンジ）

4 資源物置場に設置する容器については、以下の仕様・規格を目安として用意すること。

(1) びん用容器

外寸：593×393×322mm、内寸：543×343×312mm、有効内寸：528×328×300mm

内容量：56.1 リットル、材質：PP（ポリプロピレン）、底面形状：SB（格）・水抜き孔有
※強度があるもの（破損する恐れがあるため）

(2) 缶用容器

外寸：664×470×333mm、内寸：619×422×320mm、有効内寸：580×376×297mm

内容量：76.7 リットル、材質：PP（ポリプロピレン）、底面形状：格子網目リブ
※びんと同じサイズ使用可（表示を明記すること）

※ネット袋はフック設置で使用可

（設置後の手続）

第7条 建設者は、ごみ集積所の完成後、居住開始予定日の2週間前までに完了検査申請を行い、市長の検査を受けること。

2 建設者は、検査完了後、使用開始申請を行うこと。

3 建設者は、管理会社が決まり次第、担当清掃事業所に連絡すること。

（維持管理）

第8条 ごみ集積所は集合住宅の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）が維持管理しなければならない。

2 管理者等は入居者に対してごみの正しい出し方を遵守するよう指導しなければならない。

3 管理者等は不法投棄対策を講じること。

4 ごみ集積所の位置変更又は改造等を行う場合、建設者（管理者等）は事前に集合住宅のごみ集積所設置（変更）申請書（様式1）を市長に提出し、協議しなければならない。

5 ごみ集積所及びごみ収集車の進入経路上の設備等が経年劣化又は経年劣化が主な原因で収集作業中に破損した場合は、管理者等の責任において修復すること。

6 市長は、ごみ集積所が清潔に維持管理されるよう、管理者等に指導することができる。

（定めのない事項）

第9条 この基準に定めのない事項については、市長と協議のうえ定める。

附則

1 この基準は、平成13年4月1日から適用する。

2 この基準の適用に伴い、平成5年10月14日付施行の「開発等におけるごみ集積所設置要綱」は廃止する。

附則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成20年7月15日から適用する。

附則

1 この基準は、平成22年8月1日から適用する。

2 この基準の適用に伴い、平成5年10月14日付施行の「地域におけるごみ集積所設置要綱」は廃止する。

附則

この基準は、平成27年6月24日から適用する。

附則

この基準は、平成28年6月22日から適用する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関連）

早見表は11ページをご覧ください。

世帯種別			世帯向け			単身者向け		
計画戸数			4戸以下	5戸から 9戸まで	10戸以上	4戸以下	5戸から 9戸まで	10戸以上
面積・容積	可燃ごみ		合計で 一律 1.4㎡	40ℓ／戸		合計で 一律 1.0㎡	20ℓ／戸	
	不燃ごみ			10ℓ／戸			5ℓ／戸	
	資源物	容器包装 プラスチック		40ℓ／戸			20ℓ／戸	
		びん・缶 古紙・古布 ペットボトル		1.4㎡	0.16㎡／戸		1.0㎡	0.12㎡／戸
	有害ごみ							
構造（屋内又は可動式ごみ容器等の場合は別途協議）	囲い		飛散しにくい対策（ネットの設置等）を講じること	開口面を除き三方をコンクリートブロック等の堅固な素材で囲うこと		飛散しにくい対策（ネットの設置等）を講じること	開口面を除き三方をコンクリートブロック等の堅固な素材で囲うこと	
			内側の高さ 0.8m以上	内側の高さ 1.0m以上		内側の高さ 0.8m以上	内側の高さ 1.0m以上	
	床面		コンクリート打設（水勾配 1/100程度）					
	奥行		0.6m以上					
	間口 ※奥行より広く すること		1.0m以上	1.2m以上		1.0m以上	1.2m以上	
	種別 標示	可燃ごみ 不燃ごみ 資源物	ダストボックス、囲い壁面等に可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を明確に標示すること。					
		風・鳥獣対策		計画戸数10戸以上の場合は、可燃ごみ用、不燃ごみ用及び資源物用のうち容器包装プラスチックについて、ダストボックス等の容器を使用し、屋外の場合は床面に固定すること。資源物置場に飛散防止用の網と網固定用フックを設置すること。				

早見表

世帯向け

戸数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物・有害ごみ	
			容器包装 プラスチック	びん・缶 古紙・古布 ペットボ トル・有害ごみ
	40ℓ／戸	10ℓ／戸	40ℓ／戸	0.16㎡／戸
2	可燃ごみ・不燃ごみ・資源物合計で1.4㎡			
3				
4				
5	200ℓ	50ℓ	200ℓ	1.4㎡
6	240ℓ	60ℓ	240ℓ	
7	280ℓ	70ℓ	280ℓ	
8	320ℓ	80ℓ	320ℓ	
9	360ℓ	90ℓ	360ℓ	
10	400ℓ	100ℓ	400ℓ	1.60㎡
11	440ℓ	110ℓ	440ℓ	1.76㎡
12	480ℓ	120ℓ	480ℓ	1.92㎡
13	520ℓ	130ℓ	520ℓ	2.08㎡
14	560ℓ	140ℓ	560ℓ	2.24㎡
15	600ℓ	150ℓ	600ℓ	2.40㎡
16	640ℓ	160ℓ	640ℓ	2.56㎡
17	680ℓ	170ℓ	680ℓ	2.72㎡
18	720ℓ	180ℓ	720ℓ	2.88㎡
19	760ℓ	190ℓ	760ℓ	3.04㎡
20	800ℓ	200ℓ	800ℓ	3.20㎡
25	1,000ℓ	250ℓ	1,000ℓ	4.00㎡
30	1,200ℓ	300ℓ	1,200ℓ	4.80㎡
35	1,400ℓ	350ℓ	1,400ℓ	5.60㎡
40	1,600ℓ	400ℓ	1,600ℓ	6.40㎡
45	1,800ℓ	450ℓ	1,800ℓ	7.20㎡
50	2,000ℓ	500ℓ	2,000ℓ	8.00㎡
55	2,200ℓ	550ℓ	2,200ℓ	8.80㎡
60	2,400ℓ	600ℓ	2,400ℓ	9.60㎡
65	2,600ℓ	650ℓ	2,600ℓ	10.40㎡
70	2,800ℓ	700ℓ	2,800ℓ	11.20㎡
75	3,000ℓ	750ℓ	3,000ℓ	12.00㎡
80	3,200ℓ	800ℓ	3,200ℓ	12.80㎡
85	3,400ℓ	850ℓ	3,400ℓ	13.60㎡
90	3,600ℓ	900ℓ	3,600ℓ	14.40㎡
95	3,800ℓ	950ℓ	3,800ℓ	15.20㎡
100	4,000ℓ	1,000ℓ	4,000ℓ	16.00㎡
110	4,400ℓ	1,100ℓ	4,400ℓ	17.60㎡
120	4,800ℓ	1,200ℓ	4,800ℓ	19.20㎡
130	5,200ℓ	1,300ℓ	5,200ℓ	20.80㎡
140	5,600ℓ	1,400ℓ	5,600ℓ	22.40㎡
150	6,000ℓ	1,500ℓ	6,000ℓ	24.00㎡

単身者向け

戸数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物・有害ごみ	
			容器包装 プラスチック	びん・缶 古紙・古布 ペットボ トル・有害ごみ
	20ℓ／戸	5ℓ／戸	20ℓ ／戸	0.12㎡ ／戸
2	可燃ごみ・不燃ごみ・資源物合計で1.0㎡			
3				
4				
5	100ℓ	25ℓ	100ℓ	1.0㎡
6	120ℓ	30ℓ	120ℓ	
7	140ℓ	35ℓ	140ℓ	
8	160ℓ	40ℓ	160ℓ	
9	180ℓ	45ℓ	180ℓ	
10	200ℓ	50ℓ	200ℓ	1.20 ㎡
11	220ℓ	55ℓ	220ℓ	1.32 ㎡
12	240ℓ	60ℓ	240ℓ	1.44 ㎡
13	260ℓ	65ℓ	260ℓ	1.56 ㎡
14	280ℓ	70ℓ	280ℓ	1.68 ㎡
15	300ℓ	75ℓ	300ℓ	1.80 ㎡
16	320ℓ	80ℓ	320ℓ	1.92 ㎡
17	340ℓ	85ℓ	340ℓ	2.04 ㎡
18	360ℓ	90ℓ	360ℓ	2.16 ㎡
19	380ℓ	95ℓ	380ℓ	2.28 ㎡
20	400ℓ	100ℓ	400ℓ	2.40 ㎡
25	500ℓ	125ℓ	500ℓ	3.00 ㎡
30	600ℓ	150ℓ	600ℓ	3.60 ㎡
35	700ℓ	175ℓ	700ℓ	4.20 ㎡
40	800ℓ	200ℓ	800ℓ	4.80 ㎡
45	900ℓ	225ℓ	900ℓ	5.40 ㎡
50	1,000ℓ	250ℓ	1,000ℓ	6.00 ㎡
55	1,100ℓ	275ℓ	1,100ℓ	6.60 ㎡
60	1,200ℓ	300ℓ	1,200ℓ	7.20 ㎡
65	1,300ℓ	325ℓ	1,300ℓ	7.80 ㎡
70	1,400ℓ	350ℓ	1,400ℓ	8.40 ㎡
75	1,500ℓ	375ℓ	1,500ℓ	9.00 ㎡
80	1,600ℓ	400ℓ	1,600ℓ	9.60 ㎡
85	1,700ℓ	425ℓ	1,700ℓ	10.20 ㎡
90	1,800ℓ	450ℓ	1,800ℓ	10.80 ㎡
95	1,900ℓ	475ℓ	1,900ℓ	11.40 ㎡
100	2,000ℓ	500ℓ	2,000ℓ	12.00 ㎡
110	2,200ℓ	550ℓ	2,200ℓ	13.20 ㎡
120	2,400ℓ	600ℓ	2,400ℓ	14.40 ㎡
130	2,600ℓ	650ℓ	2,600ℓ	15.60 ㎡
140	2,800ℓ	700ℓ	2,800ℓ	16.80 ㎡
150	3,000ℓ	750ℓ	3,000ℓ	18.00 ㎡

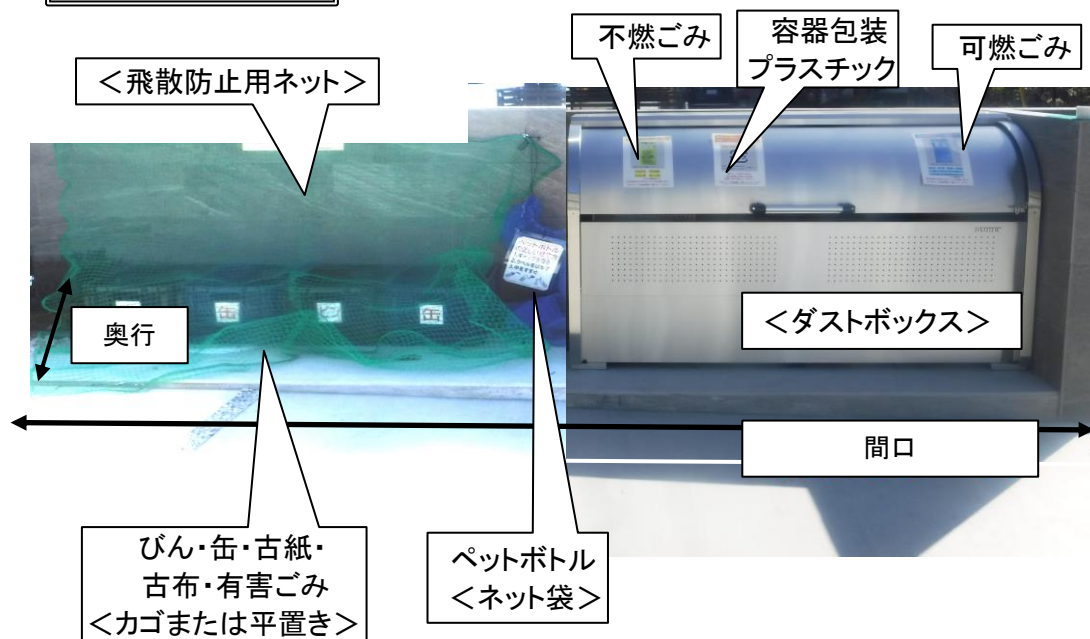
- 計画戸数10戸以上は、ダストボックス等の容器を用いること。
- ごみ集積所としての全体面積については、コンテナボックス又はダストボックス等の容器の配置と作業安全性を勘案のうえ、決定するので、個別に協議すること。
- コンテナボックスの仕様については、市長が決定する。
 - コンテナボックスは、必ず600ℓ型を使用すること。
 - コンテナボックス本体の色は、可燃ごみは緑、不燃ごみはオレンジを使用すること。

集積所のイメージ(屋内の場合は別途協議)

①10戸未満の例



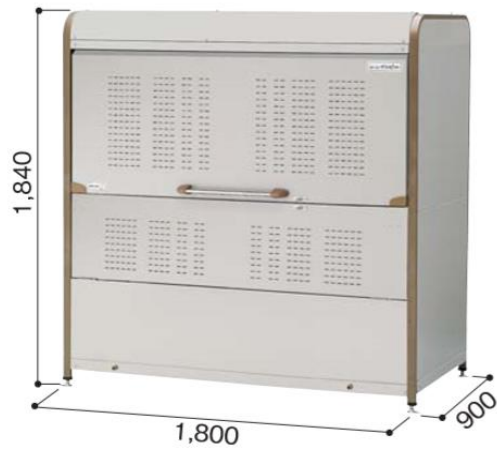
②世帯向け10戸の例



※市では資源物容器を用意できません。8ページ第6条4の仕様を参考に、設置者が資源物容器を用意してください。

③ダストボックスの例

2,200ℓ



600ℓ



④ペットボトル用ネット袋取り付けの例

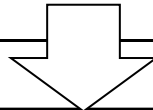


担当清掃事業所

具体的な事前相談及び協議は各担当区域の清掃事業所が担当します。

必ず、建築確認申請前に協議してください。

担 当 区 域 事 務 内 容 等	組 織 名 称	所 在 地
浅川及び南浅川 より北側の区域 ※廿里町を除く、 長房町は都営長房団地のみ	とぶき 戸 吹 清 掃 事 業 所	〒192-0001 八王子市戸吹町1916番地 電 話 042-691-2891 ファックス 042-691-7678
浅川及び南浅川 より南側の区域 ※廿里町、都営長房団地 以外の長房町を含む	たて 館 清 掃 事 業 所	〒193-0944 八王子市館町2700番地 電 話 042-665-2531 ファックス 042-662-2926
	南大沢清掃事業所	〒192-0364 八王子市南大沢三丁目20番地 電 話 042-674-0551 ファックス 042-677-5971



< 南大沢清掃事業所担当区域 >

大塚、鹿島、上柚木、北野台、絹ヶ丘、越野、下柚木、長沼町、中山、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、松木、南大沢、鑑水

※手引きの配布は資源循環課でも行っています。

担当清掃事業所 町名一覧(五十音順)

八王子市環境部

戸吹、館及び南大沢の3清掃事業所で担当区域を分担しています。
同じ町名であっても、道路分断等により、担当が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

	町名	町名カナ読み	担当
あ	暁町	アカツキチョウ	戸吹
	旭町	アサヒチョウ	館
	東町	アズマチョウ	館
	石川町	イシカワマチ	戸吹
	泉町	イズミチョウ	戸吹
	犬目町	イヌメマチ	戸吹
	上野町	ウエノマチ	館
	打越町	ウチコシマチ	館
	宇津木町	ウツキマチ	戸吹
	宇津貫町	ウツヌキマチ	館
	梅坪町	ウメツボマチ	戸吹
	裏高尾町	ウラタカオマチ	館
	追分町	オイワケチョウ	館
	大塚	オオツカ	南大沢
	大船町	オオフネマチ	館
	大谷町	オオヤマチ	戸吹
	大横町	オオヨコチョウ	館
	大和田町	オオワダマチ	戸吹
	小門町	オカドマチ	館
	尾崎町	オサキマチ	戸吹
か	小津町	オツマチ	戸吹
	鹿島	カシマ	南大沢
	加住町	カスミマチ	戸吹
	片倉町	カタクラマチ	館
	叶谷町	カノウヤマチ	戸吹
	上壱分方町	カミイチブカタマチ	戸吹
	上恩方町	カミオンガタマチ	戸吹
	上川町	カミカワマチ	戸吹
	上柚木	カミユギ	南大沢
	川口町	カワグチマチ	戸吹
	川町	カワマチ	戸吹
	北野台	キタノダイ	南大沢
	北野町	キタノマチ	館
	絹ヶ丘	キヌガオカ	南大沢
	清川町	キヨカワチョウ	戸吹
	櫛田町	クヌギダマチ	館
	久保山町	クボヤマチョウ	戸吹
	越野	コシノ	南大沢
	小比企町	コビキマチ	館
	小宮町	コミヤマチ	戸吹
さ	子安町	コヤスマチ	館
	左入町	サニユウマチ	戸吹
	散田町	サンダマチ	館
	下恩方町	シモオンガタマチ	戸吹
	下柚木	シモユギ	南大沢
	城山手	シロヤマテ	戸吹
	新町	シンチョウ	館
	諏訪町	スワマチ	戸吹
	千人町	センニンチョウ	館
た	台町	ダイマチ	館
	大楽寺町	ダイラクジマチ	戸吹
	平町	タイラマチ	戸吹
	高尾町	タカオマチ	館
	高倉町	タカクラマチ	戸吹
	高月町	タカツキマチ	戸吹
	滝山町	タキヤママチ	戸吹
	館町	タテマチ	館
	田町	タマチ	館
	丹木町	タンギマチ	戸吹
	寺田町	テラダマチ	館
	寺町	テラマチ	館
	天神町	テンジンチョウ	館
	廿里町	トドリマチ	館
	戸吹町	トブキマチ	戸吹

	町名	町名カナ読み	担当
な	中町	ナカチョウ	館
	長沼町	ナガヌママチ	南大沢
	中野上町	ナカノカミチョウ	戸吹
	中野山王	ナカノサンノウ	戸吹
	中野町	ナカノマチ	戸吹
	長房町	ナガブサマチ	館
	中山	ナカヤマ	南大沢
	七国	ナナクニ	館
	並木町	ナミキチョウ	館
	檜原町	ナラハラマチ	戸吹
	南陽台	ナンヨウダイ	南大沢
	西浅川町	ニシアサカワマチ	館
	西片倉	ニシカタクラ	館
は	西寺方町	ニシテラカタマチ	戸吹
	式分方町	ニブカタマチ	戸吹
	狭間町	ハザママチ	館
	八幡町	ハチマンチョウ	館
	初沢町	ハツザワマチ	館
	東浅川町	ヒガシアサカワマチ	館
	東中野	ヒガシナカノ	南大沢
	兵衛	ヒョウエ	館
	日吉町	ヒヨシチョウ	館
	平岡町	ヒラオカチョウ	館
	富士見町	フジミチョウ	戸吹
	別所	ベッショ	南大沢
	堀之内	ホリノウチ	南大沢
ま	本郷町	ホンゴウチョウ	館
	本町	ホンチョウ	館
	松が谷	マツガヤ	南大沢
	松木	マツギ	南大沢
	丸山町	マルヤマチョウ	戸吹
	三崎町	ミサキチョウ	館
	みつい台	ミツイダイ	戸吹
	緑町	ミドリチョウ	館
	南浅川町	ミナミアサカワマチ	館
	南大沢	ミナミオオサワ	南大沢
	南新町	ミナミシンチョウ	館
	南町	ミナミチョウ	館
	みなみ野	ミナミノ	館
や	宮下町	ミヤシタマチ	戸吹
	美山町	ミヤマチョウ	戸吹
	明神町	ミョウジンチョウ	館
	めじろ台	メジロダイ	館
	元八王子町	モトハチオウジマチ	戸吹
	元本郷町	モトホンゴウチョウ	館
	元横山町	モトヨコヤマチョウ	館
	八木町	ヤギチョウ	館
	谷野町	ヤノマチ	戸吹
	山田町	ヤマタマチ	館
	鑑水	ヤリミズ	南大沢
	八日町	ヨウカマチ	館
	横川町	ヨコカワマチ	戸吹
	横山町	ヨコヤマチョウ	館
	四谷町	ヨツヤマチ	戸吹
	万町	ヨロズチョウ	館

年 月 日

八王子市長 殿

(事業主) 住 所
建設者 氏 名〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者氏名 〕

電話番号 ()

集合住宅のごみ集積所設置 (変更) 申請書

八王子市集合住宅ごみ集積所設置等に関する基準に基づき、集合住宅に設置するごみ集積所について、次のとおり申請します。設置後の維持管理は建設者である私が責任を持って行います。また、集合住宅の所有者又は管理者が変更となった場合は、ごみ集積所の維持管理についても承継します。

申 請 事 由	1 新設 2 既存集積所の移動・改善
集 合 住 宅 名 称	
集 合 住 宅 所 在 地 (底地番ではなく住所を記入)	八王子市
住 宅 戸 数	1 世 帯 向 け 戸 2 単 身 者 向 け 戸 3 そ の 他 戸 (グループホーム・高齢者住宅・)
保 管 設 備	1 ダストボックス 2 その他の容器 () 3 その他 ()
設置位置及び構造等	下記添付図面のとおり 1 案内図 2 部 (集合住宅の所在地) 2 配置図 2 部 (ごみ集積所の配置) ※ごみ集積所内で方向転換が必要な場合には、配置図に前進または後退時の軌跡図を入れること 3 詳細図 2 部 (ごみ集積所の平面図、立面図、構造図及び面積計算表) 4 資料 2 部 (ダストボックス等ごみ容器の資料) 5 その他、市長が必要と認める書類 ()
工 事 完 成 予 定 日	年 月 日 (入居予定日 年 月 日)
担 当 者 住所・氏名及び電話番号	

年 月 日

八王子市長 殿

（事業主） 住 所
建設者
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者氏名 〕

電話番号 ()

確 認 書

今般、下記の建物を建設するにあたり、事業所（店舗等）から排出される廃棄物については、当方にて事業系廃棄物として収集処理業者に委託して処理します。

また、所有者又は管理者が変更となった場合は、この確認書を承継します。

記

1. 敷地の位置 八王子市

2. 用 途

年 月 日

八王子市長 殿

(事業主) 住 所
建設者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者氏名 〕

電話番号 ()

確 認 書

集合住宅のごみ集積所が、公道に接していませんので、敷地内のごみ集積所まで、ごみ収集をお願いします。

なお、ごみ集積所及びごみ収集車の進入経路の設備等が経年劣化及び経年劣化が主な原因で収集作業中に破損した場合は、私の責任において修復し、費用の請求はいたしません。

また、集合住宅の所有者又は管理者が変更となった場合は、この確認書を承継します。

集 合 住 宅 名 称	
集 合 住 宅 所 在 地 (底地番ではなく住所を記入)	八王子市
担 当 者 住所・氏名及び電話番号	